

議案第18号

関市ふれあいセンター条例の一部改正について

関市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月19日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

ふれあいセンターの休館日を改めるため、この条例を定めようとする。

## 関市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

関市ふれあいセンター条例（平成5年関市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「月曜日」の次に「（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）」を加え、同項第2号を次のように改める。

（2） 休日の翌日（当該休日の翌日が土曜日、日曜日又は休日である場合を除く。）

第3条第1項第3号中「（前2号に掲げる日を除く。）」を削る。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。